

景観計画変更（アクセント色の導入）に向けた 都市計画審議会への意見伺いについて

景観法（平成 16 年 6 月 18 日号外法律第 110 号）第 9 条第 8 項の規定において準用する同法第 9 条第 2 項の規定に基づき、都市計画審議会へ意見伺いを行った。

① 実施概要

都市計画審議会 開催日時：令和 2 年 11 月 5 日（木）
出席委員：16 名

都市計画審議会へ付議を行い、色彩基準の変更案について説明し、質疑応答を行った。

都市計画審議会より、変更案については、案のとおり決定することに異議のない旨の答申を得た。

② 質疑の概要

質疑		回答
1	アクセント色は建物の本体のみに適用されるのか。	本体のみに適用を考えている。
2	アクセント色の導入までに時間がかかっているのはなぜか。	板橋区自体がもともと厳しい色遣いをしていた中で、一定の緩和という形で進めているため、当初の予定より少し長めに時間がかかっている。当初は5月の都市計画審議会でも報告する予定だったが、コロナ禍により、さらに半年ずれることとなった。
3	アクセント色を導入する理由は何か。	事業者等からは、使える色の範囲を広げてほしいという意見を時々受けていた。 これまで厳しい基準で運用してきたため、アクセントの緩和について慎重にすべきだという意見を踏まえつつも、個々のデザイン的にもよくできるようなまち並みを維持していくために、一定の取組が必要ではないかということで緩和することとした。

また、上記の質疑のほか、以下のような意見を伺った。

- ・デザインの問題であるため、色彩基準を決めても、もっとこういう色を使いたいというような希望が出てきて不思議ではない。
- ・非常にいい書かれ方をしていると感じるので、建築家やデザイナーが本当に美しい建物、美しい景観をつくりたいために色を考えたときの自由度や可能性を狭めないようにご配慮いただきたい。



2板都都第 286 号の 3
令和 2 年 11 月 13 日

東京都板橋区長
坂 本 健 様

東京都板橋区都市計画審議会
会 長 河 島 均



板橋区景観計画の変更について（答申）

令和 2 年 10 月 12 日付 2 板都都第 320 号により付議のあった標記の件について、
当審議会は案のとおり決定することに異議ありません。